

公立大学法人長野大学 令和2年度第10回 理事会議事録(概要)

1. 日 時 令和3年1月27日(水) 9:30~11:30

2. 場 所 長野大学 4-304会議室

3. 出席者 白井汪芳(議長)、中村英三、金子義幸、市村和久、森俊也、中島豊、
小山秀喜、藤森靖夫

4. 欠席者 なし

5. 議事概要

(1) 前回会議録の確認

(2) 議事録署名人の指名

議長から議事録署名人として、市村理事、中島理事が指名された。

(3) 審議事項

議案第1号 「令和3年度教員人事の基本方針」

事務局から、資料に基づき説明がなされた。審議の結果、原案のとおり承認された。

議案第2号 社会福祉学部教員人事(政策人事)

事務局から、資料に基づき説明がなされた。審議の結果、原案のとおり承認された。

議案第3号 特任教員の採用・任期更新

事務局から、資料に基づき説明がなされた。審議の結果、原案のとおり承認された。

議案第4号 教員の再雇用

事務局から、資料に基づき説明がなされた。審議の結果、原案のとおり承認された。

議案第5号 公立大学法人長野大学定款の一部改正

事務局から、資料に基づき説明がなされた。審議の結果、原案のとおり承認された。

議案第6号 長野大学教授会規程の全部改正

事務局から、資料に基づき説明がなされた。審議の結果、以下の指摘があり、審議差戻とした。

○第2条第1項

「学部の専任の教授」とした場合、大学院の担当教員が構成員から外れるのではないか。

○第3条第3項

「その他の教授会を置く組織」がない中で、この文言は不要。議決機関でないのであれば、「審議」の文字が残っていることに違和感がある。

○その他

学部教授会と全学教授会とが混同されないよう。

学部内の事であれば学部内で決定することもあるのではないか。

議案第7号 長野大学学部長並びに大学院研究科長選考規程の制定

事務局から、資料に基づき説明がなされた。審議の結果、以下の指摘があり、審議差戻とした。

○第3条

学部長等の候補者を明確に規定すべき。学部→学部等

○第4条第3項

選挙資格を有する者を明確に規定すべき。

○第5条

再選考の条文「また第5条に基づき再選考を行う」は不要。

○第6条第3項

学部長→学部長等

○第8条

別に定める→別に定めていない以上学長が定める等の記載が良い。

議案第8号 長野大学副学長規程の一部改正

事務局から、資料に基づき説明がなされた。審議の結果、以下の指摘があり、再提案（書面決議）とすること確認した。

○第4条第1項

2年以内ではなく2年でよいのではないか。

○第4条第3項

定員がきまっていないので、欠員ではなく、欠けた場合としたほうがよい。

議案第9号 公立大学法人長野大学非常勤講師就業規則の一部改正

事務局から、資料に基づき説明がなされた。審議の結果、以下の指摘があり、再提案（書面決議）とすること確認した。

○第7条の3

雇用期間→委嘱期間

委嘱期間外での勤務の取扱いについては専任教職員の勤務と整合性を図る必要がある。

○第8条

給料→報酬

○その他

どんな場合に非常勤講師を雇用することができるのか、基準を明確に示すこと。

議案第10号 長野大学大学院研究科委員会に関する規程の制定

事務局から、資料に基づき説明がなされた。審議の結果、以下の指摘があり、再提案（書面決議）とすること確認した。

○第3条

研究科委員会が教授会と同等である以上、審議という言葉は使用しない。

○第5条

開催要件で「特に必要と認めるとき」はどんな時なのか明確にする。

議案第11号 長野大学淡水生物学研究所規程の制定

事務局から、資料に基づき説明がなされた。審議の結果、以下の指摘があり、審議差戻とした。

○第2条

実河川水という表現はなじみがない。規程の文言に、「わが国唯一といえる」という表現はふさわしくない。「かつ」以下については、並列とせず前文につなげる。

○第5条

1号から4号までの者を研究所におかなければならないと読める。置くことができるとしたほうが良い。

○第10条

共同利用協議会について規定するほか、この施設を他の研究者に使用させることができるとする規定が必要。

議案第12号 令和4年度入学検定に関する提案への対応

事務局から、資料に基づき説明がなされた。審議の結果、原案のとおり承認された。

(4) 報告事項

以下の事項について、資料に基づき報告がなされた。

① 第三者委員会について

② 議会における長野大学改革推進研究委員会の開催状況について

- ③ 学生募集・入試実施状況
- ④ 就職内定状況
- ⑤ コンプライアンス啓発に関する情報共有

以上